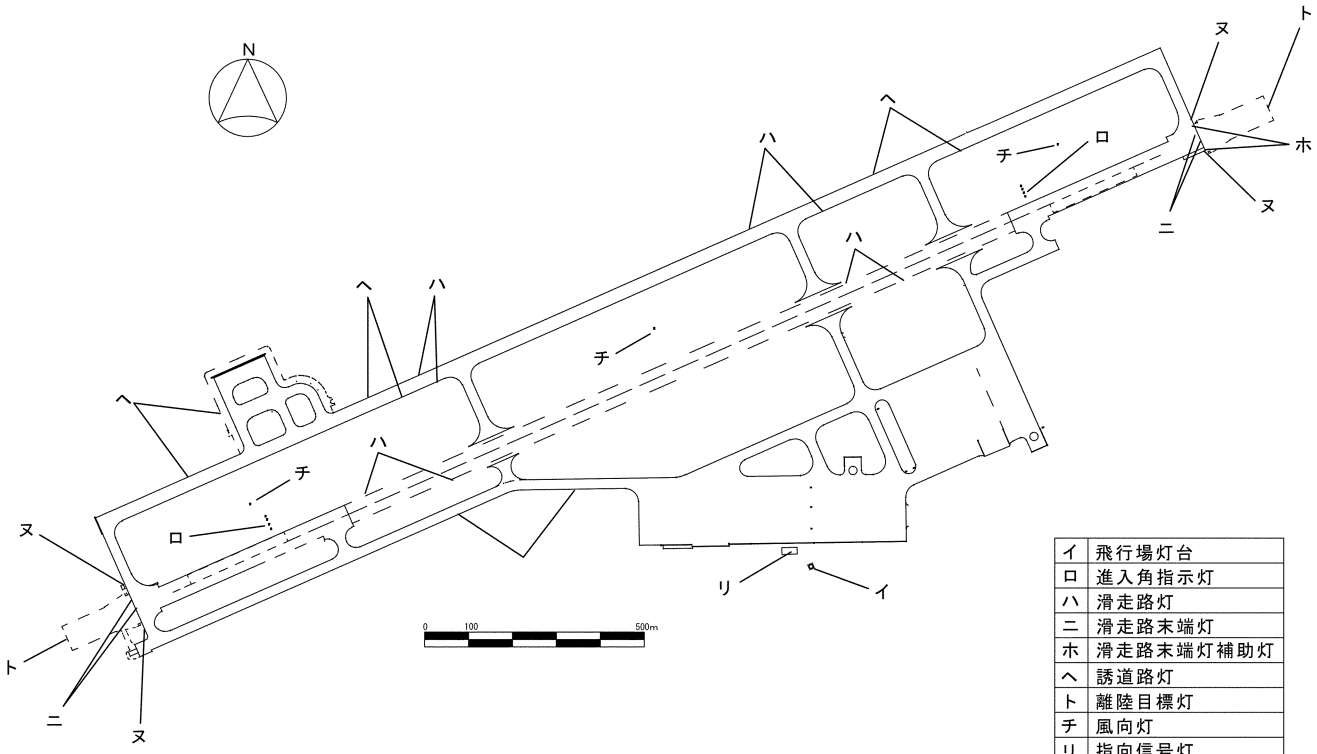
硫黄島飛行場　別図



イ	飛行場灯台
ロ	進入角指示灯
ハ	滑走路灯
ニ	滑走路末端灯
ホ	滑走路末端灯補助灯
ヘ	誘導路灯
ト	離陸目標灯
チ	風向灯
リ	指向信号灯
ヌ	滑走路末端識別灯

○防衛省告示第六十一号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、厚木飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和四十六年防衛庁告示第百三十二号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第一号中「厚木飛行場燈火」を「厚木飛行場灯火」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(二)　第二項中「航空燈火」を「航空灯火」に、「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(三)　第四項中「燈質」を「灯質」に、「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項の表飛行場灯台の項中「航空緑、閃交光毎十秒間に二せん（五秒ごとに航空白緑各一閃」を「航空緑閃交光、四・二秒毎に二閃光（二・一秒毎に航空白、航空緑各一閃光」に、

航空白実効光度二十三万カンデラ 航空緑実効光度三万四千五百カンデラ

を

実効光度 航空白二万カンデラ 航空緑三千カンデラ

に改める。

(四)　第五項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(五)　第六項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に、「回転式表示燈」を「回転式表示灯」に、「燈火」を「灯火」に改める。

(六)　備考中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質　白熱電燈」を「灯質　白熱電燈」に改める。

○防衛省告示第六十二号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、小松島飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十八日　　防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和四十年防衛庁告示第六十三号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第三項第三号中「約二万六千平方メートル」を「約三万三千平方メートル」に改め、同項第四号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

二　昭和四十年防衛庁告示第六十四号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「航空燈火」を「航空灯火」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(二)　第二項中「航空燈火」を「航空灯火」に、「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(三)　第四項の表飛行場灯台の項中「白熱電灯、航空白閃光毎分三十六閃」を「キセノン放電灯、航空白閃光〇・八秒の間に〇・五ミリ秒以上二・〇ミリ秒以下の閃光を等間隔に四回発し、一・二秒の休止」に、「三十五万カンデラ」を「二千五百カンデラ」に改め、同表中

着陸方向指示灯	
風向灯	

を

着陸方向指示灯	白熱電灯、航空赤、航空緑
風向灯	白熱電灯、不動光

に改める。

(四)　第五項第一号中「飛行場燈台」を「飛行場灯台」に改め、同項第二号中「飛行場燈火」を「飛行場灯火」に改める。

(五)　第六項第二号中「境界燈及び誘導路燈」を「境界灯及び誘導路灯」に改める。

(六)　備考中「航空障害燈」を「航空障害灯」に、「燈質　白熱電燈」を「灯質　白熱電灯」に改める。

(七)　第一図を次のように改める。